

教育だよりちば広告掲載事務処理要領の特例を定める要領

(趣旨)

第1条 この要領は、教育だよりちば広告掲載事務処理要領(平成18年4月28日施行。以下「事務処理要領」という。)第4条第3項の規定に基づき、公告の募集その他の手続の特例(以下「特例手続」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「特例手続」とは、一又は複数の広告媒体(複数の場合にあつては同一年度内に刊行される広告媒体に限る。)に係る広告枠における使用収益を目的とした契約を市と締結した広告又は宣伝業務を行う事業者が、当該契約及びこの要領の規定に基づいて市に代わって広告の募集その他の手続を行うことをいう。

(特例手続の要件等)

第3条 特例手続は、市にとって有利であると認めた場合に実施するものとする。

2 前条の契約の締結は、指名競争入札の方法により、一の広告媒体に係る広告料単価について、最低制限価格以上の範囲内で市にとって最も有利な価格をもって申込みをした事業者(以下「受託事業者」という。)を相手方として行うものとする。

3 受託事業者は、広告の募集その他の手続を公正かつ適正に行い、広告媒体の公共性及び公益性を損ねるようなことがあってはならない。

4 市長は、受託事業者の行う広告の募集その他の手続について、受託事業者に対し必要な指導を行うことができる。

(広告の募集)

第4条 特例手続における広告の募集は、事務処理要領第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、市があらかじめ定める募集要項に従い受託事業者が行うものとする。

(広告の申込み)

第5条 特例手続における広告の申込みについては受託事業者が市長に対して行うものとし、その手続については事務処理要領第5条の規定を準用する。

(広告掲載料)

第6条 特例手続における広告掲載料については、事務処理要領第8条の規定にかかわらず、受託事業者が広告媒体ごとに当該広告媒体の刊行日の1月前までに市長の指定する方法により支払うものとする。

(広告掲載に関する責任の負担)

第7条 特例手続における広告掲載に関する一切の責任については、事務処理要領第9条の規定にかかわらず、受託事業者が負担するものとする。

(準用)

第8条 前4条に定めるもののほか、特例手続については、事務処理要領第6条第1項及び第3項、第7条、第10条から第12条まで並びに第13条第2項の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「広告主」とあるのは「受託事業者」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、特例手続に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。